

平成25年 第7回 青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時 平成25年7月22日(月)午後1時30分

2 閉会日時 平成25年7月22日(月)午後1時57分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

| |
|-------|
| 佐藤秀樹 |
| 平出道雄 |
| 西村恵美子 |
| 佐藤克則 |
| 石澤千鶴子 |
| 月永良彦 |

5 事務局出席職員

| | |
|---------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 福 井 正 樹 |
| 理 事 | 工 藤 壽 彦 |
| 教 育 次 長 | 成 田 聖 明 |
| 教 育 次 長 | 伴 孝 文 |
| 浪岡教育事務所長 | 平 田 公 成 |
| 参事 文化スポーツ振興課長 | 加 藤 文 男 |
| 総 務 課 長 | 八木澤 透 |
| 社 会 教 育 課 長 | 鳴 海 雄 大 |
| 中央市民センター館長 | 今 牧 彦 |
| 文 化 財 課 長 | 吉 田 亘 |
| 市 民 図 書 館 長 | 田 中 聡 子 |
| 学 務 課 長 | 山 谷 尚 史 |
| 学 校 給 食 課 長 | 川 邊 真 理 子 |
| 指 導 課 長 | 山 谷 明 |
| 浪岡教育事務所教育課長 | 須 藤 勉 |

6 会議に付議された案件

(1) 報 告

指定管理者の募集等について

寄附採納について

いじめ防止対策について

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社に係る労働審判の結果について

(2) 挙手報告

青森市スポーツ推進委員の派遣について

(3) その他

7 会議録署名委員

| |
|---------|
| 石 澤 千鶴子 |
| 月 永 良彦 |

8 会議の概要

午後1時30分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項7の

とおり指名する。

事務局から4件の報告と1件の挙手報告をし、平成25年第8回定例会の日程調整をした後、閉会した。

9 会議の状況

(1) 報告

委員長 本日、議案はございません。報告事項に入ります。今回の報告事項は4件となっています。

はじめに、「指定管理者の募集等について」事務局から報告をお願いします。

中央市民センター館長から説明

中央市民センター館長 指定管理者の募集等につきまして、その概要をご報告いたします。

お手元の資料「指定管理者の募集等について」をご覧ください。

指定管理者制度を導入している施設のうち、平成26年3月末で指定管理期間が満了いたします施設が3箇所ございます。

募集する施設は、中央市民センター所管施設として「青森市西部市民センター」、浪岡教育事務所教育課所管施設として、「青森市浪岡細野山の家」及び「青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場」でございます。

いずれの施設につきましても、募集形態は非公募としております。これは、指定管理者制度基本方針において「地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合」にあつては、公募によらない候補者の選定ができるとされており、去る5月に開催されました指定管理者選定評価委員会において、その要件を満たすものとして非公募と認められたものであります。

指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まで5年間としております。

これらの応募要綱は8月1日から9月13日までの期間で対象者に配付することになっており、その後のスケジュールといたしましては、9月6日から9月13日まで申請書を受付し、10月には指定管理者候補者を選定するための選定評価委員会の開催を予定しており、平成25年第4回青森市議会定例会に指定のための議案を提案したいと考えております。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので次に、「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

市民図書館長から説明

市民図書館長 それでは、市民図書館に対する寄附採納について、ご報告申し上げます。

去る7月13日に、日本出版販売株式会社労働組合様から、市民図書館の児童図書の充実に役立てていただきたいとの御趣旨で、5万円相当の児童図書の寄附の申し出がございました。

このたびの御厚志に対しまして、心から感謝いたしますとともに、児童生徒等の読書環境の充実に役立てて参りたいと存じます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので次の報告、「いじめ防止対策について」、報告をお願いします。

指導課長から説明

指導課長 青森市におけるいじめ防止対策について、ご報告申し上げます。

事務局におきましては、これまでも、「いじめは、決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識のもと、いじめ問題の解決に向け、全小・中学校を対象とした定期的な学校訪問に加え、必要に応じて指導主事を各学校に派遣するとともに、カウンセリングアドバイザー等の派遣により各学校を支援してきたところであります。

今年度における本市のいじめ防止対策についてご報告いたします。

はじめに、お手元の「いじめ相談カード」をご覧ください。

いじめを受けている子どもが、誰に相談したらよいかわからないまま、一人で悩んでいる場合も少なからずあるものと考え、電話相談が可能な場所の連絡先を記載したカードを作成し、小学校3年生以上の児童と全ての中学生に対して配布いたしました。

次に、お手元の「いじめ防止啓発リーフレット」をご覧ください。

いじめの早期発見、早期対応、未然防止には、学校の取組に加え、保護者の理解と保護者から学校や関係機関への情報提供が大変有効でありますことから、保護者が子どもの様子からいじめを迅速に発見できるよう「いじめ発見のチェックリスト」を掲載するとともに、学校や教育委員会等へのいじめへの訴えや相談方法及び連絡先を掲載したリーフレットを作成し、全ての小・中学校の保護者に対して配付いたしました。

なお、「いじめ相談カード」と「いじめ防止啓発リーフレット」には、青森市子ども権利条例に基づき設置された「青森市子どもの権利相談センター」の連絡先も記載しております。

最後に、お手元の「いじめの問題に関する対話集会の開催事項」をご覧ください。

本市の子ども一人一人が、将来の夢と希望の実現に向け、望ましい人間関係に支えられた、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止の意識啓発と実践活動への意欲を高めるため、8月24日に市内全公立小・中学校の児童生徒を対象に、「いじめの問題に関する対話集会」を開催することとしております。主な内容といたしましては、

一つには、バンクーバーオリンピック カーリング競技日本代表であり、事務局の職員である近江谷 杏奈さんによる講演

二つには、グループ協議による情報交換や話し合い、感想発表等となっております。

また、各学校におきましては、夏季休業終了後、対話集会に参加した子どもたちが対話集会の内容や感想を報告する場を設けることとしております。

なお、今後におきましては、各学校のいじめ防止に係る取組の様子を撮影した写真を掲載した「いじめ防止啓発ポスター」や、対話集会において代表生徒が作ったスローガンを載せた「のぼり旗」を配付することとしており、学校と連携した取組により、より多くの子どもたちが自らいじめを無くしていこうとする意識の啓発と実践への意欲を持たせて参りたいと考えております。

事務局におきましては、引き続き各学校を支援し、いじめ問題の早期発見、早期解決、再発防止に努めて参ります。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 児童と共に対話集会などを開くことは、大変有効であると思います。これに付随して保護者との共通理解をどう取り付けるかなどについて、今後の計画はあるのでしょうか。

指導課長 保護者との連携につきましては、学校を通して、こういうことをやっているということを話しています。保護者の方が集まる保護者集会等を通して、学校の取組を保護者の方に伝えるということも学校にお願いしています。そのことを加味して、学校側と保護者と教育委員会がどのように連携できるのかということ今年度の取組を振り返って、具体的に策定していきたいと考えています。

西村委員 子どもたちのこのようなことを保護者の方に知っていただくというか、様々な意見がでたり、活動発表がありますが、傍聴することはできるのでしょうか。PTAの活動の中に取り上げていただくとか、学校の今後の方向性の中にこのようなことを取り込んでいき、周知を図っていただきたいなと思います。

指導課長 参加する子どもたちと保護者に関しては、このようなことを実施するというのを伝えていきます。保護者が子どもたちを送ってきますので、ご覧になりたい場合は、是非ご覧になってくださいという案内を差し上げています。先日、市P連の役員の方と校長会と教育委員会での情報交換をする際に、その旨周知しておりますので、保護者の方にも周知されているのではないかと考えています。

西村委員 一回で終わらずに続けていって欲しいと思います。

石澤委員 今回のいじめ相談カードとリーフレットの配付については、とても意義を感じました。相談カードが小学生3年生以上とありますが、これのボーダーラインの基準について教えて欲しいのと、青森市子どもの権利相談センターの電話番号もありますが、こちらとは、どのような連携をとっているのか教えて欲しいです。

指導課長 子どもたちに実際にカードを渡し、活用するという面から、小学校3年生以上が妥当であり、また来年度も新小学校3年生に渡すということでやっていきたいと思えます。2点目の質問について、もう一度お願いできますか。

石澤委員 青森市子どもの権利相談センターは教育委員会の管轄ではないと思えますが、連携や打ち合わせについて確認させていただけますか。

指導課長 青森市子どもの権利相談センターはあくまでも第3者機関ではありますが、権利センターから学校へ情報を求められた場合は、情報を流して行きたいと思えます。そういった意味では、連携を密にしていきたいと考えています。

石澤委員 電話がないことが一番良いのですが、このようなものを利用して子どもたちの悩みがなくなることを祈っています。

月永委員 一つ付け加えさせていただきます。今の3年生以上ということですが、当初は、5年生や6年生以上で良いのではと考えられていましたが、私の経験からだとも3年生あたりから、なかなか親にも相談できずに悩んでいる子どもがいます。本当は1年生から考えたのですが、1年生や2年生になると、やはり親の方で状態の異変を感じてもらい、渡しているリーフレットに記載された電話番号から親を通して相談してもらうということで、3年生以上というボーダーラインをひかせてもらいました。

委員長 今回の対話集会について、是非一回で終わらずに続けて欲しいと思えます。このプログラムを見ていますと小学校6年生と中学校3年生が初めて会って、このプログラムの中でスローガンを作り、最後に唱和するというのですが、絵に書いた餅にならないように、次につながるようにしていただきたいと思えます。

月永委員 今の委員長の話に付随して、実際は各学校代表1名の中に、権利条例を作った子どもたちを入れて欲しいということを学校にお願いしています。その中で、権利条例にも触れながら集会することで、さらに学校に持ち帰り、みんなで話し合いを行って欲しいという思いもあります。

委員長 それでは、次の報告「一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社に係る労働審判の結果について」報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社に係る労働審判の結果について御説明申し上げます。

この労働審判につきましては、去る5月20日の本定例会において、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社元職員が、同公社を相手方とする「労働審判申立書」を5月7日に青森地方裁判所に提出したことをご報告申し上げたところであります。

その後、6月12日の第1回目の労働審判期日及び7月3日の第2回目労働審判期日において、申立書、答弁書の証拠書類等の質疑応答が行われ、7月12日の第3回目労働審判期日において調停案が示され、双方が承諾した旨の報告が、同日に同公社から教育委員会事務局にあったものであります。

なお、調停内容に関することは、調停条項の一つとして第三者に口外しないこととされたとのことですので、ご報告できませんことをご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 その他、事務局から何かございませんか。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 青森市スポーツ推進委員の派遣について、ご報告申し上げます。

青森市スポーツ推進委員は、40名で、市民の方へよりスポーツを身近に感じていただくこと、地域、職域などの各団体の要請に応え、助言・指導、大会への参加など様々な場面で活動していただいておりますが、本年2月に策定いたしました「青森市スポーツ推進計画」の策定過程で実施しました市民意識調査における、望ましいスポーツ指導者像の質問への回答として、「初心者にスポーツへの関心・興味がわくような指導ができる人」「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」などの市民ニーズが高かったことから、このたび、市民の皆様の運動のきっかけづくりや健康づくり、体力づくりの取り組みを支援するため、放課後子ども教室などの放課後活動、町会等を活動単位に地域で開催する各種教室やイベント等での実技指導などの市民からの要請に対し青森市スポーツ推進委員を派遣することといたしました。

この制度の手続きにつきましては、お手元のチラシにありますとおり、まずは文化スポーツ振興課へ事前にご相談いただき、スポーツ推進委員との調整を経て、派遣申請書の提出後、派遣する推進委員と打ち合わせを行い、派遣となります。

この制度の周知につきましては、各市民センターや各体育館施設等にチラシおよびご案内手引きを配置したほか、広報あおもり7月15日号への掲載及びラジオ広報において情報提供したところであり、今後とも様々な機会を通して周知を図って参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 派遣申請書の3つ目で、派遣依頼の際、スポーツ推進委員を指定することができますとありますが、これは種目を指定できるが、人は特定できないということでしょうか。

文化スポーツ振興課長 その通りでございます。競技、あるいはやりたいこと等の相談があります。それに対応して、スポーツ推進委員の中で、可能な方をこちらで調整して派遣するという制度であります。

西村委員 例えばカーリングの講師が2名いますが、この方に、というように指名はできないということですね。わかりました。

委員長 このスポーツ推進委員について、資料の裏側にある黒い星印と白い星印がありますが、1名でだけどちらもついていない方がいますが、何か理由があるのでしょうか。

文化スポーツ振興課長 全体的にはスポーツ推進委員の40名の方から、ご理解を得ましたが、中には年間のスケジュール等でなかなか難しいという方もいました。また、競技種目が特定されて、自分の活動と一緒にできるかということで、もう少し様子を見たいという方もいるので、強制はできませんでしたが、今回はできる限りの方に参加していただいたと思っております。

委員長 その他、何かございませんか。それでは事務局から次回の定例会の日程についてお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催日時を8月16日（金）午後3時から、開催場所は教育研修センター 4階 第2研修室と考えております。

委員長 委員の皆様、今の御提案でよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 それでは御異議がございませんので、次回は、8月16日（金）開催場所は教育研修センター4階の第2研修室で行いたいと思います。

委員長 以上を持ちまして、平成25年第7回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成25年7月22日開催の平成25年第7回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成25年 7月30日

書記 金子 健

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成25年 8月16日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 月 永 良彦